	かぎホック付け	スプリングホック、大きさ共通	1組につき　19円
	玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき　13円
	ボタン付け	根巻きなし	1個につき　6円
		根巻きあり	1個につき　8円
		力ボタン付き、根巻きあり	1個につき　10円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	2か所につき　10円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき　7円
	セッパ止め	3針以上	2か所につき　7円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき　7円
	肩パット付け	3か所以上、ループ止め	2か所につき　25円
	糸くず取り		1枚につき　20円
スカート又はスラックス	千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	2か所につき　18円
	まつり	針目が3cm間に4針以上	10cmにつき　8円
	スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき　19円
	かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき　19円
		スプリングホック、大きさ共通	1組につき　19円
	ボタン付け	根巻きなし	1個につき　6円
		根巻きあり	1個につき　8円
		カボタン付き、根巻きあり	1個につき　10円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	2か所につき　10円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき　7円
	セッパ止め	3針以上	2か所につき　7円
	タッキング止め	3針以上	1か所につき　4円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき　7円
	糸くず取り		1枚につき　13円

4　効力発生の日　平成22年4月24日

岩手労働局最低工賃公示第2号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県男子既製洋服最低工賃（平成12年岩手労働基準局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

平成22年3月25日　　岩手労働局長　山嵜　眞司

岩手県男子既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　岩手県の区域内で男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第1号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
背広上衣又はジャケット	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚（30cm）につき　38円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚（60cm×2）につき　160円
	前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚（30cm×2）につき　59円
	見返し7㎜星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚（45cm×2）につき　91円
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚（32cm×2）につき　68円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき　13円
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚（65cm）につき　61円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき　9円
	ボタン付け	中ボタン（4つ穴）、根巻きあり	1個につき　10円
		小ボタン（4つ穴）、根巻きなし	1個につき　8円
	糸くず取り		1枚につき　26円
コート	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき　17円
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚（65cm）につき　116円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき　8円
	ボタン付け	大ボタン（4つ穴）、糸足つき根巻きあり	1個につき　14円
		中ボタン（4つ穴）、糸足つき根巻きあり	1個につき　14円
		小ボタン（4つ穴）、根巻きなし	1個につき　12円
	糸くず取り		1枚につき　83円
スラックス	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき　10円
	腰裏タッキング止め		1本につき　5円